

お知らせ

児童手当の お知らせ

2月は児童手当の支給月です。受給者の方には、振り込みが完了しだい通知しています。今回支給される手当は平成18年10月分から平成19年1月分です。

現在、小学校6年生までのお子さんを養育されている方で児童手当をまだ認定請求されていない方は、早急に手続きをしてください。認定請求をした翌月から手当の支給を開始します。

養育者の加入する年金制度により、右表のとおり所得制限があります。

公務員の方（郵政公社や独立行政法人を除く）は勤務先が請求場所になります。

問い合わせ先

住民福祉課 ☎(48)1111(内226)

児童手当所得制限額表

扶養親族数、所得額共に平成17年分で判定します。（平成18年度）

控除対象配偶者および扶養親族数	国民年金の方	厚生年金などの方
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

一律控除8万円(すべての方が対象です)、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、寡婦控除27万円、特別寡婦控除35万円、勤労学生控除27万円、その他確定申告時に控除を受けた医療費控除、雑損控除、小規模企業共済掛金控除の額

平成17年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄または、平成17年分所得税確定申告書の「所得金額の合計」欄の額から上の金額を差し引いた額が上表の額未満であれば手当が支給されます。

児童手当の制度改正があった場合は、内容が改正される場合があります。

春の火災予防運動

3月1日(木)～3月7日(水)

『消さないで あなたの心の 注意の火。』

運動期間中、午後8時に30秒間のサイレンが鳴ります。

火災は減少しましたが油断は禁物です

知多中部管内(半田市・阿久比町・武豊町・東浦町)で平成18年中、108件の火災が発生しました。前年と比較すると27件の減少となりました。

建物火災が62件発生し、全火災の57.4%を占めています。

出火原因別では、放火20件、こんろ17件、たばこ7件の順となっています。

大切なマイホームを火災から守るために「放火されにくい環境づくり」と「適切な火気の取り扱い」が必要です。家族全員で火災予防に努めましょう。

セルフ給油所の安全利用

全国のセルフ給油所では、給油口キャップを緩めた瞬間に給油口付近で発火する静電気火災が発生して問題となっています。

安全給油のポイント

- ・ エンジンは必ず停止する。
- ・ 給油は静電気除去シートにタッチしてから行う。
- ・ 給油中の喫煙、携帯電話の使用は禁止。
- ・ 給油ノズルは確実に差し込んで給油する。
- ・ 吹きこぼれ防止のため、注ぎ足し給油をしない。
- ・ 給油後のキャップの締め忘れに注意

住宅用火災警報器を設置してください

住宅用火災警報器の設置は義務化となっています。平成20年5月31日までに住宅用火災警報器を必ず設置してください。

愛知県内では悪質な訪問販売が出現しています。消防署が住宅用火災警報器や消火器を販売することは一切ありませんので十分注意してください。

問い合わせ先 知多中部広域事務組合消防本部予防課 ☎(21)1491